

令和元年度

定期監査結果報告書
(第3次)

会 計 課
市 民 協 働 部
都 市 整 備 部
消 防 本 部 ・ 消 防 団
教 育 委 員 会

大牟田市監査委員

大牟田市議会議長 境 公司 殿
大牟田市市長 関 好孝 殿
大牟田市教育委員会教育長 安田昌則 殿

大牟田市監査委員 中原修作
同 松尾哲也

定期監査の結果について(令和元年度第3次)

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象部局等 会計課、市民協働部、都市整備部、
消防本部・消防団、教育委員会

3 監査の実施期間

令和2年2月13日(木)から令和2年4月20日(月)まで

4 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行等 令和元年12月末日現在

物品、現金等の管理 検査日現在

5 監査の着眼点

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

6 監査の方法

今回の監査は、主に令和元年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け

実施した。

7 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第199条第14項）。

最後に、起案用紙などの公文書については、これまで各部局に対し明らかになった事項において鉛筆で記載しないことを指導してきたが、まだ鉛筆での記載が見受けられる。公文書については、改ざん等を防止するためにも鉛筆での記載をしないよう徹底されたい。

【監査項目】

一般会計

（会計課）

[歳出]

1 役務費

（市民協働部）

[歳入]

1 放置自転車等撤去保管手数料（市民協働総務課生活安全推進室）

2 夜間照明施設使用料（スポーツ推進室）

（1）甘木中学校校庭（中学校使用料）

（2）諏訪公園テニスコート（保健体育使用料）

[歳出]

3 安心安全まちづくり推進費（市民協働総務課生活安全推進室）

4 防犯灯及び街路灯LED化緊急促進事業費補助
（地域コミュニティ推進課）

5 公民館管理運営費（委託料）（地域コミュニティ推進課）

6 子ども読書推進費（生涯学習課）

（1）ブックスタート事業費

（2）中学生読書活動サポーター養成事業費

- 7 少年センター管理運営費 (生涯学習課)
 - (1) 少年センター指導員費
 - (2) その他の経費
- 8 啓発事業費 (人権・同和・男女共同参画課)
 - (1) 一般啓発事業費
 - (2) 人権フェスティバル事業費

[物品]

- 9 物品の管理 (人権・同和・男女共同参画課、スポーツ推進室)

(都市整備部)

[歳入]

- 1 公園使用料 (都市計画・公園課)
- 2 大牟田駅自動車整理場収益金 (土木管理課)
- 3 市営住宅敷地使用料 (建築住宅課)

[歳出]

- 4 交通安全施設整備事業費 (土木建設課)
- 5 ブロック塀等撤去促進事業費補助 (建築住宅課)
- 6 災害備蓄物資整備費 (防災対策室)

[物品]

- 7 物品の管理 (都市総務課、市街地整備課、国土調査室)

(消防本部・消防団)

[歳入]

- 1 消防手数料 (総務課)

[歳出]

- 2 消防団員等の公務災害補償及び退職報償費 (総務課)

[物品]

- 3 物品の管理 (消防本署)

(教育委員会)

[歳出]

- 1 施設管理委託料 (総務課)
 - (1) 小学校・中学校・特別支援学校の管理業務委託料

- 2 情報教育推進事業費 (学校教育課)
- 3 給食関係費(その他委託料) (学務課)
- 4 学校給食費扶助 (学務課)

[物品]

- 5 物品の管理
(学務課(延命庁舎、給食センター含む)、人権・同和教育課)

【個別指摘事項】

一般会計

(市民協働部)

1 夜間照明施設使用料

- (1) 甘木中学校校庭(中学校使用料) (スポーツ推進室)

甘木中学校校庭の夜間照明施設を使用する際には、大牟田市立小学校、中学校及び特別支援学校の体育施設の開放に関する条例施行規則に規定している大牟田市立学校体育施設使用許可申請書兼使用許可書(以下「使用申請書兼許可書」という。)で手続きを行っている。そのため、使用しようとする登録団体に対し、スポーツ推進室の決裁印がある使用申請書兼許可書に許可の公印を押印したものを許可書として交付し、スポーツ推進室では使用申請書兼許可書のコピーを申請書として保存していた。

申請書及び市の決裁がある公文書は、大牟田市文書規程に基づき取り扱い、保存すべきもので、それらを許可書として交付し、更に市では原本ではないコピーを保存することは適正ではない。申請書と許可書は別々に作成し、公文書の正確な取扱いとそれぞれの処理の経過が明らかとなるような適正な事務処理を行われたい。

(都市整備部)

1 市営住宅敷地使用料 (建築住宅課)

年度途中からの電柱新設に係る市営住宅敷地使用料について、普通財産貸付料算定基準及び電気通信事業法施行令別表第1には月割の規定がないにもかかわらず、年額を月割した額で算定されていた。また、占用面積に1平方メートル未満の端数がある市営住宅敷地使用料について、大牟田市道路占用料徴収条例別表備考7では、1平方メートル未満

の端数があるときは1平方メートルとして計算すると規定されているが、端数のまま計算されているものが1件あった。

条例等の規定に沿った適正な事務処理を行われたい。

(教育委員会)

1 給食関係費（その他委託料） （学務課）

小学校給食調理業務委託において、受託者は実施後直ちに業務従事者の健康診断報告書を提出することとなっているが、受診年月日と市への報告日との期間が空いているものが見受けられた。

中学校給食配膳業務委託において、業務従事者変更報告書（様式第5号）で報告されている業務従事者名簿（変更後の体制）に記載のない者が、添付書類の細菌検査報告書の受診者名に挙がっていた。また、配送業務委託において、細菌検査報告書の報告日が未記入のものがあった。

学校給食は、「安全でおいしい学校給食」を提供しなければならない。そのため、健康診断や細菌検査によって行政が従事者の健康を確認することの重要性を再認識し、適正な衛生管理を徹底されたい。